

2025年9月30日

各 位

会 社 名 N E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 比 護 則 良
(コード番号：441A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 CFO 富 山 幸 弘
(TEL 03-4540-6512)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年9月30日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

当社は、当社の親会社であるH a m e e株式会社（以下「H a m e e」という。）が、株主価値の最大化、ガバナンスの明確化、意思決定の迅速化を目的として、同社が保有する当社の全普通株式を現物配当（金銭以外の財産による配当）により、同社株主に分配すること（以下「本スピンオフ」という。）に伴い、同社グループから独立した企業として東京証券取引所への上場を目指しており、本日付で東京証券取引所への新規上場が承認されております。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（2025年10月15日開催予定の取締役会で決定する。） |
| (3) 払込期日 | 2025年11月1日（土曜日） |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年10月24日に決定する。） |
| (7) 申込期間 | 2025年10月27日（月曜日）から
2025年10月30日（木曜日）まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2025年11月4日（火曜日） |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 小田原支店 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、この募集株式発行は、本スピンオフの効力が発生していることが条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 75,000株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年10月24日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 75,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2025年12月2日（火曜日）
- (4) 払 込 期 日 2025年12月3日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年10月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 小田原支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記2.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 500,000株 |
| (2) 売出株式数 | オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限75,000株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2025年10月17日(金曜日)から
2025年10月23日(木曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2025年10月24日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2025年10月27日(月曜日)から
2025年10月30日(木曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2025年11月1日(土曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2025年11月4日(火曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が75,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が現在Homeの株主であり、本スピンオフにより当社株主になる予定である樋口敦士(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式75,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2025年11月4日(上場日)から2025年11月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,001,001株
公募による新株式発行による増加株式数	500,000株
公募後の発行済株式総数	16,501,001株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	75,000株(最大)
増加後の発行済株式総数	16,576,001株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 329,800 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 50,370 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 380,170 千円について、設備投資(オフィスの増床)及び運転資金に充当する予定です。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 730 円を基礎として算出した見込額であります。

(1) 設備投資(オフィスの増床)

リアルコミュニケーションが生み出す生産性の高さに着目し、当社はリモートワークを併用しつつも、入社回帰に注力する方針としております。また、新卒採用(2026年4月以降毎年25名を計画)等、人材採用を強化することに伴い、現在のオフィスキャパシティの不足が見込まれることから、現在のオフィスビル別フロア 581.02 m²を新たに賃借する計画です。敷金、内装工事費、什器備品、増床部分の地代家賃等で 94,000 千円(2026年4月期: 37,000 千円、2027年4月期: 57,000 千円)の充当を予定しております。

(2) 運転資金

① 人件費及び採用費

競争力のあるサービスを継続的に開発、リリースしていくためには、優秀な人材の確保が必須であり、さらに当社のグローバル・コマースプラットフォーム※構想を実現して、グローバル展開するうえではグローバル人材の確保も欠かせません。上場による知名度の向上と合わせ、調達資金を人材採用に充当することで、より効果的な採用施策を展開し、優秀な人材を確保してまいります。採用活動費用(着手金、成功報酬、新卒採用媒体費用等)及び増加人員に対する人件費として 112,000 千円(2026年4月期: 25,000 千円、2027年4月期: 87,000 千円)の充当を予定しております。

※ 当社事業が目指す方向性「グローバル(世界的な)とローカル(地方的な)を結びつけるプラットフォーム」を体現する造語。

② マーケティング費用

当社の主要なサービスであるEC事業者向けクラウド(SaaS※1)型EC Attractions※2「ネクストエンジン」の主要顧客は中堅以上のEC事業者でありましたが、近年は小規模なEC事業者も増加傾向にあり、成長支援前提で当社サービスに囲い込むことは将来の収益機会の創出につながると考えております。しかしながら、リテラシーの多寡によっては、無料契約期間中に必要な初期設定を終えることが出来ずに、正式導入をあきらめるケースが生じていることから、当社のパートナーによる初期設定代行サービスを、当社の費用負担で提供することで契約率と定着率の向上を図る方針としており、当該費用負担分として 2026年4月期に 25,170 千円の充当を予定しております。

また、有名企業等とのアライアンスによる共同キャンペーンを実施し、短期間で数多くの潜在顧客に遡求できるような迅速かつ広範なマーケティングで知名度を高め、小規模事業者のみならず大規模事業者への接点拡大を実現し、中長期的に成長を維持するためにも契約社数の増加を意識しつつ、大規模事業者向けカスタマイズによるARPU※3の向上で売上成長を実現いたします。当該共同キャンペーン費用等で 2027年4月期に 149,000 千円の充当を予定しております。

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

※1 SaaS : Software as a Service の略で、インターネット経由でソフトウェアの機能を利用できるサービスです。

※2 E C Attractions : コマース事業者の業務運営に必要な個々の仕組み（システムやサービス）をテーマパークの Attraction と見立てたとき、ネクストエンジンは E C 事業領域の業務運営を丸ごと支え、かつ事業を楽しむための Attraction の集合であるという概念で、当社の商標です。

※3 ARPU : Average Revenue Per User の略で、1 ユーザーあたりの平均売り上げを示す指標を意味します。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の重要課題として位置付けておりますが、本書提出日時点における親会社である H a m e e に対し、同社の経営方針に従って配当を行っており、2025 年 4 月期の期末配当金につきましては、1 株当たり 70.00 円の配当を実施いたしました。

当社の上場後につきましては、現時点では当社は成長過程にあるため、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化に向けた投資（人材投資とそれに紐づくオフィス環境の拡張のための投資、ネクストエンジン契約社数拡大のためのマーケティングに対する投資等）を実行することが株主に対する最大の利益還元につながることを考えることから、当面の間は無配とし、事業拡大のための投資を積極的に行う方針であります。

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記（1）、（2）に基づき、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
1株当たり当期純利益金額	134.48円	64.55円	58.75円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	40.50円 (-1円)	77.50円 (-1円)	70.00円 (-1円)
実績配当性向	30.1%	30.0%	29.8%
自己資本当期純利益率	30.8%	42.1%	29.4%
純資産配当率	8.0%	12.6%	8.7%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。なお、当社は2022年5月設立のため、2023年4月期については期末の自己資本及び純資産で算定しております。

4. 2023年3月31日付で株式1株につき40,000株の分割を行っております。

2023年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 2025年9月1日付で株式1株につき4,000,250,25株の分割を行っております。2024年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期
1株当たり当期純利益金額	33.62円	64.55円	58.75円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	10.12円 (-1円)	19.37円 (-1円)	17.50円 (-1円)

5. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人かつ現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である樋口敦士、現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である水島育大、A O I株式会社及び北村和順、当社の新株予約権保有者かつ現在H a m e e株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である鈴木淳也、比護則良、北村京、富山幸弘、高木大輔、小高康幸、高橋洋平、日橋正義、三原信基、伊藤正訓、山川太郎及び峰卓也並びに当社の新株予約権保有者である小山直輝は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年5月2日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオ

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

プッシュンとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月30日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。